

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年11月30日

岩手県人事委員会

委員長 及 川 卓 美

岩手県人事委員会規則第27号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和39年岩手県人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(期末手当の支給を受ける職員)</p> <p>第2条 給与条例第38条第1項前段及び給与等条例第29条第1項前段の規定により期末手当の支給を受ける職員は、これらに規定するそれぞれの基準日（<u>第3条、第5条及び第7条</u>において「基準日」という。）に在職する職員（給与条例第38条の2各号又は給与等条例第29条の2各号のいずれかに該当する者を除く。）のうち、次に掲げる職員以外の職員とする。</p> <p>(1)～(10) [略]</p> <p>(期末手当に係る在職期間)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 育児休業法第2条の規定に基づき育児休業をしている職員、公益的法人等派遣職員のうち育児介護休業法第2条第1号に規定する育児休業をしている職員並びに第2条第9号及び第10号に掲げる職員として在職した期間については、その2分の1の期間</p> <p>(4)～(6) [略]</p>	<p>(期末手当の支給を受ける職員)</p> <p>第2条 給与条例第38条第1項前段及び給与等条例第29条第1項前段の規定により期末手当の支給を受ける職員は、これらに規定するそれぞれの基準日（<u>以下この条、次条、第5条及び第7条</u>において「基準日」という。）に在職する職員（給与条例第38条の2各号又は給与等条例第29条の2各号のいずれかに該当する者を除く。）のうち、次に掲げる職員以外の職員とする。</p> <p>(1)～(10) [略]</p> <p>(期末手当に係る在職期間)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 育児休業法第2条の規定に基づき育児休業をしている職員（<u>当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1箇月以下である職員を除く。</u>）、公益的法人等派遣職員のうち育児介護休業法第2条第1号に規定する育児休業をしている職員（<u>当該育児休業をしている期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1箇月以下である職員を除く。</u>）並びに第2条第9号及び第10号に掲げる職員として在職した期間については、その2分の1の期間</p> <p>(4)～(6) [略]</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、平成23年12月1日から施行する。